

令和5年度
社会福祉法人諫早市社会福祉協議会
事業計画書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会

I. 基本方針

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、住民の参加する福祉活動を推進し、地域の課題解決を図ることを目的としています。諫早市社会福祉協議会は、これまで地域が抱える様々な福祉課題に対して、地域の皆さんとともに考え互いに協力して課題解決を図り、ふくしのまちづくりをより充実させるため、各種事業に取り組んでまいりました。

令和4年には、第4次地域福祉活動計画を策定し、行政、医療、福祉、保健、教育など様々な分野の支えを頂きながら、地域の福祉活動を担う「人づくり」、住民同士で支え合い助け合う「地域づくり」、困りごとを解決できる「仕組みづくり」を大きな柱として、身近な地域で寄り添える体制の整備に取り組んでいるところです。

令和5年度は、地域福祉の担い手不足を解消するための取り組みとして、引き続き、地域福祉活動やボランティア活動に参加する意義や役割について理解促進に努め、地域福祉活動への参加者を増やしていきます。また、住民同士の支え合い、助け合いによる地域づくりに向けた取り組みとして、地区・校区の実情に応じた支援を強化し、それぞれの地域課題の解決に向けて取り組めるよう地区社協活動の促進を図ってまいります。さらに、住民が一人で悩みや困りごとを抱え、問題を深刻化させることなく自立が図られるよう、社会的孤立に対する取り組みを、関係機関と連携しながら包括的な相談支援体制づくりに努めます。

II. 令和5年度重点施策

1. 地域福祉の担い手不足を解消するための取り組み

地域に住む一人ひとりに福祉への関心を持ってもらい、誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくりのため、広報紙、SNS等によりわかりやすい福祉情報の発信に努めます。

また、ボランティア活動の振興を図るため、ボランティアセンターを運営し、活動に関する情報提供やコーディネートを行うとともに、福祉協力員やサロン事業実践者等の養成などを行い、福祉活動の担い手を育成していきます。

また、大規模な災害時に設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、災害時相互協力協定を締結した団体と連携を図りながら災害ボランティアの養成等を行い、災害時の支援体制の整備に取り組めます。

2. 住民同士の支え合い、助け合いによる地域づくりに向けた取り組み

市社協の基礎組織である20の地区・校区社会福祉協議会と連携し一体となって地域福祉活動に取り組めるよう、市社協、地区社協の情報交換や地域の福祉課題を協議する場として地区社協会長会を開催します。

また、地域性に応じた活動の展開ができるよう、各種の援護、支援活動に対して地区社協G20で協議研究をして参ります。

地区社協活動の中心となる担い手の育成や支援や団体の効果的な運営手法の伝達のために地区社協リーダー研修会に取り組めます。

3. ひとりで悩みを抱え込ませない社会的孤立に対する取り組み

住民が気軽に相談できる窓口として、日常生活の様々な相談に応じ、事情に合わせた助言と援助を行う「ふれあい福祉相談事業」とともに、関係機関と連携し、問題の解決に結びつくよう支援を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少や失業をされた世帯に対し生活費等の必要な資金の貸付を行う緊急小口資金及び総合支援資金(生活支援費)の特例貸付の償還が令和5年1月から開始されています。同資金の借受者で経済や雇用の不安定などにより、引き続き生活に困窮している方や社会的孤立の状態にあつて自ら支援を求めることが難しい方に対し、地域の関係機関と連携しながら積極的なアプローチによる支援を行う「緊急小口資金等特例貸付の借受人フォローアップ支援」に取り組めます。

Ⅲ. 事業概要

1. 法人の運営基盤強化

【目標】

福祉活動・事業の企画及び実施機能を発揮するため、事務局体制の充実を図り、通信技術も活用しながら各種事業が円滑に行えるよう努めます。また、自主財源の確保に努め、健全・適正な経営かつ効果的な事業・活動を展開します。

【実施事業】

1. 組織・事務局体制の充実

①理事会・評議員会の開催

適切な業務執行が行われるよう、理事会、評議員会を適宜開催します。

②役職員研修の実施

③職員の自己研鑽の推進及び研修会の実施

地域の支え合いや生活困窮者支援等の研修会に参加し、地域支援の実践力や相談援助技術等に関する職員の資質向上を図ります。

2. 福祉系大学との連携

相談援助実習生受入事業の実施

社会福祉士養成校から実習生を受け入れ、福祉の専門職の育成を図ります。

3. 職員の講師派遣

4. 自主財源確保の取り組み強化

(1)住民会員・組織会員等の加入促進

社協会費の趣旨や実績に対する理解促進を図り、活動の賛同者を増やし、寄付金収入や会費収入の確保に努めます。

(2)募金活動に伴う事務費の確保

5. 日本赤十字社長崎県支部諫早市地区の事業

(1)日本赤十字会費募集の協力

(2)災害救援物資及び見舞金の配付

災害で被災した世帯に対し、応急的な救援を図ることを目的として、各種救援物資及び見舞金・弔慰金を支給します。

6. 上山荘施設の維持・管理

7. 長崎県共同募金会諫早市支会の事業

(1) 赤い羽根共同募金運動の実施

◎戸別募金, 法人募金, 街頭募金, 学校募金等

高齢者福祉、障害者（子）福祉、児童青少年福祉、地域福祉など、住民相互の助け合いを必要とする福祉活動の費用に充てることを目的に募金活動を実施します。

(2) 歳末たすけあい募金運動の実施

◎戸別募金, イベント募金(歳末演芸大会の開催)等

8. 長崎県戦没者慰霊奉賛会諫早市支部の事業

これまで大戦で亡くなられた戦没者を悼み、平和を祈念することを目的に勧募等を行い、本市戦没者追悼式を取り行います。

2. 地域福祉活動の推進

【目標】

市内全域に組織されている20の地区(校区)社協と連携を密にし、住民の主体的な小地域福祉活動への参加を図ります。

また、地域の生活課題に対して、住民同士で解決していこうとする多様な住民の支え合い活動を支援し、地域のつながりの再構築と地域の福祉力を高めます。

【実施事業】

1. 地区社協運営支援

(1)地区社協会長会会議の開催

市社協、地区(校区)社会福祉協議会相互の連絡調整、協議により地域福祉の増進に寄与することを目的に開催します。

(2)地区社協活動支援

地区社協の活動が円滑に行われるよう、事業の推進に関する助言や情報提供、サロンの運営や立ち上げ支援、地区社協・地域福祉活動計画の策定支援や各種事業の実施に係る助成などを行います。

①地区社協G20の開催

市社協と地区社協の情報交換の場と地区社協活動に関する研究協議の場として開催します。

②ふれあいいきいきサロン

③子育てサロン

④福祉協力員設置事業

住民の困りごとに気づき、声かけ活動や見守り活動を行い地区社協の事業に積極的に取り組む福祉協力員の活動の充実に向け、活動に関する助言や活動費の助成を行います。

⑤地区社協リーダー研修会の開催

地区社協の活動の中心となる担い手の育成支援や団体の効果的な運営手法の伝達に取り組みます。

⑥ふれあい食事サービス事業

⑦ひとり暮らし高齢者の集い

⑧世代間交流事業

- ⑨地区社協研修会開催の支援
- ⑩視察研修事業の支援
- ⑪地区社協・地域福祉活動計画策定
- ⑫高齢者等見守りネットワーク事業

2. 地域福祉強化のための施策

(1) 諫早市社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉の推進に貢献された方々を顕彰するとともに、地域の福祉課題や解決に向けた取り組みを紹介し、福祉に携わる人々の意識共有を図ります。

3. 生きがい学び事業の実施

(1) 上山荘生きがい学び講座の開催

高齢者向けに、健康の増進、各種講座による教養の向上、レクリエーションなどを開催し、高齢者の生きがいづくりに努めます。

(2) 上山荘活用講座の開催(豆知識講座、お楽しみ講座の開催)

4. 地域福祉団体及び関係機関・団体との連携及び会議出席

(1) 民生委員・児童委員との連携

(2) 定期総会及び各種団体開催行事への出席

3. ボランティア活動の推進

【目 標】

ボランティアセンターの基盤強化を図ると共に、ボランティア連絡協議会と連携を図り、ボランティア活動を推進します。

また、講座・研修会を企画し、ボランティア活動に取り組みやすい環境を整備するとともに、地域福祉を担う人材の育成に努めます。

【実施事業】

1. 福祉意識の啓発

(1) 社協広報紙「かんしゃ」の発行

社協広報紙である「かんしゃ」を毎月発行し、地区社協の活動や地域の福祉活動を紹介、ボランティア活動など福祉意識の啓発に取り組みます。

(2) ホームページの更新

諫早市社協の事業活動や地域福祉に関する情報などを市民の方々に適宜周知するため、見やすく親しみやすいホームページの更新に努めます。フェイスブック、インスタグラム、ライン等 SNS を活用し新鮮な情報発信も併せて行います。

(3) 収集活動の実施(プルタブ及び使用済切手)

誰もが気軽に取り組めるボランティア活動の一つとして、市民に周知し、活動へ参加する人を増やしていきます。

(4) イベント型福祉意識啓発活動

2. ボランティアセンターの機能強化

(1) ボランティア相談及び活動支援

ボランティアコーディネーターを配置し「ボランティア活動を希望する人」と「ボランティアを必要としている人」との組み合わせを行います。また、ボランティアセンター登録団体が、他団体との連携によって新たな活動の展開ができるよう支援を行います。

(2) ボランティアセンターの登録・斡旋

(3) 災害ボランティア講座の実施

災害ボランティアセンター設置運営訓練や災害運営の協力者の養成と災害時の支援整備を図ります。

3. ボランティア活動の支援

(1) ボランティア団体の活動支援

ボランティア団体の運営に対し、ボランティア情報の提供、助言や活動費の助成を行います。

(2) 諫早市ボランティア連絡協議会の支援

ボランティア団体相互の連携・交流を図り、住民のボランティア精神の高揚と参加促進に向けた支援を行います。

4. ボランティアの養成

(1) 福祉体験学習サポーターの育成及び研修会の開催

福祉体験学習において、指導に携わる福祉体験学習サポーターの養成を行います。

(2) いきいき応援隊の育成及び研修会の開催

ふれあいいきいきサロンにおいてレクリエーションの提供を行う「いきいき応援隊」の養成を行い、登録者をふれあいいきいきサロンに派遣して、サロン活動が円滑に行われるよう支援します。

(3) いきいきサロン実践者研修会の開催

ふれあいいきいきサロンの運営に携わる実践者を対象に研修会を行い、ふれあいいきいきサロンボランティアの育成と活動の充実を図ります。

(4) 子育てサロン実践者研修会の開催

子育てサロンの運営に携わる実践者を対象に研修会を行い、子育てサロンボランティアの育成と活動の充実を図ります。

4. 共同募金配分金事業の実施

【目 標】

地域ぐるみでお寄せいただいた共同募金の配分金を活用し、地域福祉活動の貴重な財源として、住民の地域福祉活動や福祉団体等の支援及び助成を行います。

【実施事業】

1. 配分金事業の推進

(1) 赤い羽根共同募金配分金事業(事業実施月:4月から10月、3月)

- ① 広報紙の発行(再掲)
- ② 子育てサロン活動の支援(再掲)
- ③ 子育てサロン実践者研修会の開催(再掲)
- ④ 世代間交流活動の支援(再掲)
- ⑤ 福祉団体活動助成事業
- ⑥ 米寿記念写真贈呈事業
- ⑦ ふれあい食事サービスの助成(再掲)
- ⑧ ひとり暮らし高齢者の集い(再掲)
- ⑨ 高次脳機能障害者サロン「ひまわり」の実施
- ⑩ 新入学児童交通安全帽子配付事業
- ⑪ 小中学生修学旅行費一部助成事業
- ⑫ 福祉協力推進事業協力校の指定(福祉教育推進事業で掲載)

(2) 歳末たすけあい募金配分金事業(事業実施月:11月から2月)

- ① 障害者成人祝金贈呈事業
- ② ふれあい食事サービスの助成(再掲)
- ③ ひとり暮らし高齢者の集い(再掲)
- ④ 災害見舞金事業
- ⑤ 歳末たすけあい・生活困窮世帯生活支援事業

5. 福祉総合相談支援事業の実施

【目 標】

住民が安心して生活が送れるよう、多様な機関と連携し、包括的な相談支援体制の構築を目指します。

また、生活に困りごとを抱える住民の把握に努め、積極的な働きかけを行い、自立に向けた支援と早期の問題解決を図ります。

【実施事業】

1. ふれあい福祉相談事業の実施

(1)ふれあい福祉相談センターの設置

住民の日常生活の様々な相談に応じ、事情に合わせた助言と 援助を行なうとともに、関係機関との連携により専門的な対応を行い、問題の解決に結びつくよう支援を行います。

(2)専門相談の実施

(3)相談員研修会の開催

(4)ふれあい電話相談

在宅のひとり暮らし高齢者に対し、相談者の生活上の不安や悩みに寄り添うよう安否確認や見守り活動の一環として実施します。

2. 福祉資金貸付事業

(1)諫早市社会福祉協議会福祉資金貸付事業の運営

3. 生活福祉資金等貸付事業

(1)生活福祉資金等貸付事業の受託運営

(2)緊急小口資金等特例貸付の借受人フォローアップ支援

緊急小口資金及び総合支援資金(生活支援費)の特例貸付の借受者で、引き続き生活に困窮している方や自ら支援を求めることが難しい方に対し、電話や訪問などを行い、地域の関係機関と連携しながら積極的なアプローチによる支援を行います。

4. 日常生活自立支援事業の受託運営

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力に不安がある方に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等のお手伝いをすることで、その方が地域で安心した生活を送っていただけるようサポートします。

5. 成年後見申立相談援助

成年後見制度紹介や成年後見申立の手續支援など、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行います。

6. 福祉教育推進事業の実施

【目 標】

福祉学習を通して、他人を認め相手を思いやる気持ちを醸成し、共に生きていく地域づくりの推進に努めます。

また、高齢者や障害者の美術手工芸作品展を開催し、高齢者や障害者の創作意欲を高めると共に社会参加の促進を図ります。

【実施事業】

1. 福祉教育推進事業協力校の指定

児童・生徒及び学生が社会福祉への理解と関心を深め、公共に奉仕する心情、相互扶助の精神の育成を図ることを目的に、学校を指定し助成を行います。

2. 福祉体験学習の支援

学校や職場、地域に職員及び福祉体験サポーターを派遣し、高齢者や障害者の疑似体験、障害者との交流や地域とのかかわりを取り入れた福祉体験を通して、相手の立場に立った支援ができる実践力と支援を受ける力(受援力)を養います。

3. シニア美術手工芸作品展の開催

4. 障害児(者)美術手工芸作品展の開催

7. 施設管理経営事業(指定管理)の受託

【目 標】

指定管理施設の設置目的を十分踏まえ、管理者仕様の業務内容を遵守するとともに、市民の開かれた施設として、市民誰もが気軽に利用できる施設であるよう管理経営に努めます。

【実施事業】

1. 諫早市社会福社会館の管理・経営
2. 生活援助事業

在宅の寝たきりの方や、身体に障害のある方又は突発的な理由により一時的に必要な
になった方に、車いすの貸与を行い在宅生活の支援を行います。

3. 諫早市上山荘南館の管理・経営
4. 福祉施設巡回バスの運行

令和4年にリニューアルした無料巡回バスにより、上山荘利用者の利便性を図ります。